

# 総務文教常任委員会資料

令和5年3月2日

市民協働部 保険医療課

## 目 次

1. 国民健康保険税のしくみ . . . . . P 1
2. 国民健康保険税の軽減について . . . . . P 1、2
3. 未就学児に対する軽減について . . . . . P 2
4. 令和5年度 国民健康保険税率の改正による世帯所得、  
構成によるシミュレーション . . . . . P 3、4

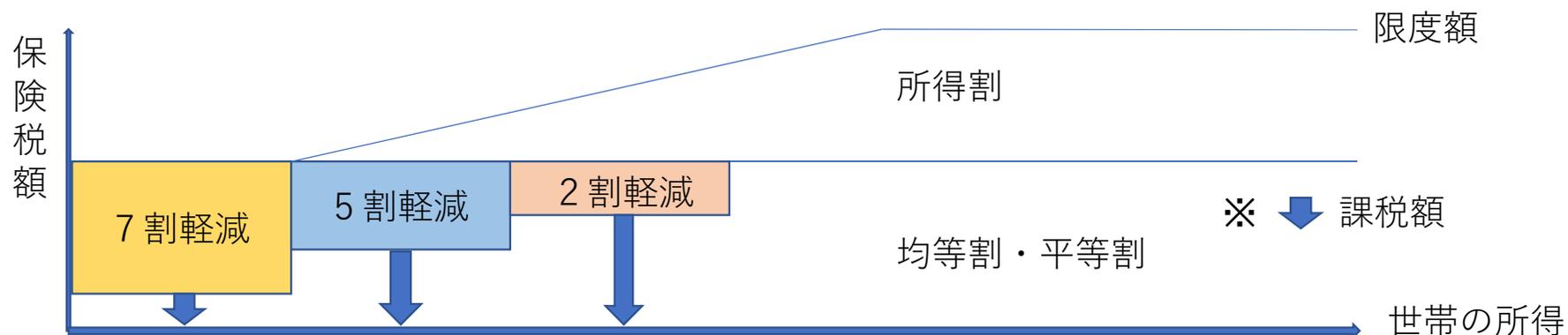
## 1. 国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、世帯単位で算定し、世帯の被保険者ごとに①所得割、②被保険者均等割（以下、「均等割」という。）、世帯ごとに③世帯別平等割（以下、「平等割」という。）を計算し、それらを合計したものになります。

種 類	賦課の方法
①所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課
②均等割	世帯に属する被保険者の人数に応じて賦課
③平等割	世帯ごとに賦課

## 2. 国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税の額を算定する際、世帯の所得が、一定の所得基準を下回る場合には、均等割額及び平等割額の7割、5割又は2割を軽減する制度があります。

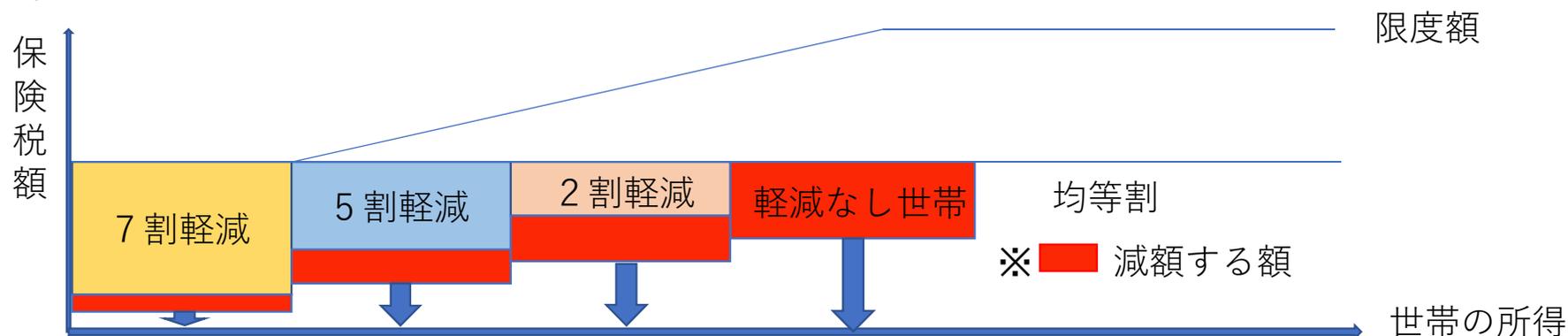


減額割合	世帯区分
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	43万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

- 注) 1. 軽減の判定は、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者の所得金額が対象です。  
 2. 給与所得者等とは、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者のうち、給与所得者及び公的年金に係る所得を有する方をいいます。  
 3. 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の資格を喪失した方をいいます。

### 3. 未就学児に対する軽減について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を令和4年4月から5割軽減しています。



## 4. 令和5年度 国民健康保険税率の改正による世帯所得、構成によるシミュレーション

### ① 給与所得者が1人の場合

(単位：円)

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0円	1人 (介護1人)	7割軽減	25,900	26,600	700
100万円		軽減なし	155,900	159,300	3,400
200万円		軽減なし	277,100	282,800	5,700
400万円		軽減なし	519,500	529,800	10,300
0円	2人 (介護2人)	7割軽減	42,200	43,100	900
100万円		5割軽減	139,500	142,400	2,900
200万円		軽減なし	331,100	338,200	7,100
400万円		軽減なし	573,500	585,200	11,700
0円	4人 (介護2人)	7割軽減	66,500	68,100	1,600
100万円		5割軽減	180,000	184,000	4,000
200万円		2割軽減	367,700	375,800	8,100
400万円		軽減なし	654,500	668,400	13,900

※ ( ) は介護分該当者

②年金所得者が1人の場合

(単位：円)

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0円	1人 (介護なし)	7割軽減	19,900	20,500	600
100万円		2割軽減	107,400	110,100	2,700
200万円		軽減なし	215,700	220,900	5,200
0円	2人 (介護なし)	7割軽減	32,100	32,900	800
100万円		5割軽減	107,700	110,300	2,600
200万円		軽減なし	256,200	262,500	6,300
0円	2人 (介護1人)	7割軽減	38,100	39,000	900
100万円		5割軽減	117,800	120,500	2,700
200万円		軽減なし	276,400	283,000	6,600

※ ( ) は介護分該当者